

西村茂樹研究

——『明六雑誌』の諸論攷——

定 平 元 四 良

西村茂樹の明治初期における業績をみる場合、明六社との係わりを見逃すことはできない。西村は『往事録』に以下のように述べている。「明治六年の春薩人森有禮氏（米国辯理公使）米国より帰り、横山孫一郎を介して余に面会を求む、時に森氏は木挽町六丁目高島徳右衛門の家に寓せり、森氏曰ふ、米国にては学者は各其学ぶ所に従ひ、学社を起して以て互に學術を研究し、且講談を爲して世人を益す、本邦の学者は何れも孤立して、互に相往来せず、故に世の益をなすこと甚少なし、余は本邦の学者も、彼国の学者の如く互に学社を結び、集會講究せんことを望む、且本邦近年国民の道德衰頹して、其底止する所をしらず、是を救済するは老学士を措きて他にあるべからず、故に今一社を結び、一は學問の高進を謀り、一は道德の模範を立んと欲すと、余其事の可なるを賛す、因て兩人相議して都下の名家に謀らんことを約す」¹⁾として、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之、津田真道、西周、箕作秋坪氏らに謀り、諸氏の賛同を得て発足することとなった。明治六年に創設されたので、明六社という。

ところで、西村茂樹は何故この集団をつくるのに奔走したのであろうか。明治四年八月兵部省の徴を受けたとき西村は考えた「我藩主堀田公は幕府譜代の諸侯なり、今版籍も朝廷に奉還したる上は諸侯たるの職務は是にて終を告げたるものなり、余のごときも、堀田家の臣たること五代、主家既に土地人民を朝廷に奉還したる上は、余が堀田家に仕ふことは是に終を告たるものなり、是より後は清世の逸民となりて太平を楽しむべし」²⁾

と政治の第一線からは身をひくこととし、佐倉に在って、著述を以て生涯の事業とせんと考えた。しかし、維新以来社会は著しく進歩発展している。田舎に永く僻居すれば、見聞も狭く、知識も亦固陋に陥ることを恐れて、住居を東京に移し、家塾を開き漢学英语を教授した。明治五年のことである。この年の二月、印旛県参事を辞任し、九月に一家を挙げて東京に移住し、子弟の教育と著述とを生涯の仕事と心得た。しかし、時代は彼が野にあることを許さなかった。明治六年十一月文部省五等出仕編書課長を命ぜられた。

西村先生略譜によると、五年二月から六年十一月の間は公職についていない。吉田松陰が渡米を企てた前年、砲術と築城の修業のみでなく、西洋諸国の風土・人情・文化の本質を探究せんと、洋行出願書を藩老に提出した程の積極性と五年八月二日の「太政官学問奨励の布告」を喜びながらも、その言う所治産昌業のみを主とし一も忠孝仁義の事のないのを憂念していた。西村の積極性と憂念とが、明六社創設に奔走させたのである。もしも、文部省への奉職の時期が森氏との出会いよりも早ければ、西村が積極的に奔走することはできなかったであろう。十一月に就任した文部省編集課長（是れ或は森子の推挙に出でしものならん——『泊翁西村茂樹伝』上巻三七八頁）は極めて多忙な役職であったことは記録をみれば明かである。西村の奔走がなくとも明六社のような集団は出来たであろう。しかし、西村の奔走なくしてあの明六社は出来なかったと思う。ここで明六社について詳細に述べるつもりはない。明治啓蒙思想家達

1) 『西村茂樹全集』第3巻、日本弘道会篇、思文閣、620、621頁。

2) 同上、609、610頁。

のこの結社は、『明六雑誌』において政治、経済、教育、あらゆる領域に互って発言している。西村茂樹も十一篇書いている。その内容を以下述べようと思う。

第一、「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」
—『明六雑誌』第一号・明治七年三月

これは西周の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」に対する批判として書かれたものである。まず西周の意見をみよう。西は二三の朋友と当時の治乱盛衰の故、政治得失ノ跡など談論におよび、欧州諸国と比較するとき、彼の文明を羨み我が不開化を歎息し、はては、「人民の愚如何ともするなし」という結論になる。そして、「人民の愚」を破るためには「文字を改め」なければならない。「曰ク然ラバ則吾子ノ洋字ヲ用フル其説如何。曰ク洋字ヲ以テ和語ヲ書シ、呼法ヲ立テ以テ之ヲ読ム如此キ耳。然ルニ而テ其事タル厳令シテ行ハルヘキニアラス、禁罰シテ習ハシムヘキニアラス、習フニ漸次ヲ以シ行フニ才月ヲ以テシ、寡ヨリ衆ニ及ホシ小ヨリ大ニ至ラシム。同志社ヲ結ヒ同好相投スルニアラサレハ能ハス、是其以テ社ヲ結フノ要ナル所ニシテ又諸先生ノ名望ヲ仮ルニアラサレハ成スヘカラサル所ナリ」³⁾と。西にとっては明六社はそのために必要であった。そして「利ナラサレハ事ヲ変セス害百ナラサレハ法ヲ更メス」⁴⁾となし、洋字を以て和語を書す利害得失を述べている。

利の第一は、本邦の語学が確立する。第二は童蒙の初学に洋字を学んでいれば他語を学ぶに便利である。第三に、言うところと書くところと其法を同じくし便利である。第四に、アベセニ六文字を知り綴字と呼法とを学べば、兒女も男子の書を読み鄙夫も君子の書を読み且自ら其意見を書くことができる。第五に、大蔵・陸軍など横行字を用ふ。洋字を用ふればよい。第六に、ヘボン字書また仏人口二の日本語会がある。これらを一致さすのに利がある。第七に著述翻訳が甚だ便利にある。第八に、印刷の便が彼の国に発明するところのものをそのまま使用できる。第九に、器械その

他のもので強いて訳字を用いず原字のままでよい便利である。第十に、この法（洋字ヲ以テ国語ヲ書スル）ができれば凡そ欧州の万事悉く我の有となる。自国の行ふ所の文字を廃し他国の長をとる。我が国民の性質善に従ふ流るるが如き美を以て世界に誇り、彼の胆を寒やす。以上の十利をあげ、ついで欠点を以下の如く指摘している。

第一は、筆墨肆其業を失うこと。これは筆墨肆は僅々の数だからあまり心配はいらない。第二は、紙の製法を改めなければならない。この問題も近日既に洋紙製造所が建設されるという。我が紙が障子ガラスになるならば、世界の国に供することができる。これは害が転じて利となることがある。第三は、漢学者流国学者流が之を厭い妬むことである。しかし、所謂国学を以て之を視れば之によって国語の学始めて立つ。悦ぶべくして悪むべきことではない。三害は既に害にあらずして、所謂十利なるものは眞利である。たゞ之を施行するに三つの難事がある。

第一は、語学の難事。国学者流は古文法を用ふるを知て実用に適するを知らず。国学に抗する者は、所謂テニヲハの法も之を廃せんと欲す、この対立から何をもって語法を立てることができるか。第二には、政事上の難事である。文部省より一度呵禁を喫すれば悉く徒為となる。しかし、之を説くに理を以てし之を請ふに道を以てし、国家に利ありて害なきを察せば亦允可を受けられるであろう。第三の難事は費用のことである。これも明六社中が増加していけば解決する問題である。

「所謂三難將ニ除カントシテ一難始メテ起ル。所謂一難ナル者は何ソ。曰ク社中此事業ニ服事スヘキ者既に自己ノ利ニ於テ毫モ損益ナシ、蓋損アリテ益ナシ、其志唯専ラ天下民生ノ爲に先チテ憂ヘ天下ノ楽ニ後シテ楽シムコトタレハ、其初頭ハ勿論初中後トモ多少喜フヘカラサルノ事、厭倦スヘキノ事等生セント必定ナリ。此難ヲ除クハ唯諸先生ノ憤発負擔勉強耐忍ノ四字義上ニ止ルヘク、苟モ爰ニ於テ一欠ク時ハ事決シテ襄成スヘカラサルハ固ナリ」⁵⁾といている。

3) 明治文化全集第5巻『雑誌篇』、53頁。

4) 同 上。

5) 同 上、56頁。

『明六雑誌』第一号の表紙の裏面に「或ハ事理ヲ論シ或ハ異聞ヲ談シーハ以テ学業ヲ研磨シーハ以テ精神ヲ爽快ニス」と著されている。西は卒先して国語綴字について改良意見を発表し、同人の批評を乞うた。国語の綴字をローマ字に代ふべしと、その十大利と三不便とを列挙し、また実施上の三つの困難と考えられる点を指摘し、同志の協力によってこれらの難点を克服していかんとした。この西の所見に対し直ちに答えたのが西村茂樹である。

「西先生ノ説ニ曰ク、文字ヲ改メテ民ノ愚見ヲ破ルト。僕謂ヘラク、民ノ愚見ヲ破レザレバ文字ヲ改ムルコト能ハズ」というのが西村の主張である。したがって「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」となるのである。洋字を用ふるの利点については肯定しながら、西氏が指摘した害は未だ不充分であるとして、その点を補足しつつ批判した。凡そ簡易明白を喜び繁冗混雑を厭うは人の情である。今山、川と書くときは字画簡易で字義は明白である。Yama, Kawaと書くときは字画やや繁冗で字面差がやや明かでない。且つ川、革、側と書くときは字面を一見してその意義を知ることができる。Kafa, Kafa, Kafaと書くときは三語各別の意義を区別することはすこぶる難しい。不利の第一である。往昔本朝で従来の国字を廃し支那の字を用いたのは、其時は蒙昧な時期であったから容易に成功したといえる。当時の国字と支那の文字を比較すれば其便不便は一目瞭然で、当時の識者早く之を棄て彼を取り全国の民も容易に旧習を改めたにちがいない。今日では状況が異なる。本朝支那の言語文字を用いること千有余年、文字の用法はしごく便利になっている。然るに漢字仮名字を併せて之を棄て、一に洋字を用いようとするのは極めて困難で、昔日に国家を廃したると同日の論ではない、是が第二の不利である。

現在は上朝廷の勅令より下民間の書翰に至るまで和漢の文字を用いている。其他学術研究の論文から文芸にいたるまで、凡そ文墨に関するものはみなそうである。若し断固として和漢の文字を廃し洋字のみ用いるときは、今日より以前の載籍は

全く読むことができないし、二千年間の和漢の事迹は全く曖昧なものとなってしまう。しかしながら、そのうちに学者が輩出して、洋字を以て和漢の史伝等を記するものがでてくるであろうが、要するに二重の労苦たることを免がれない。これが第三の不利である。以上の三つの不利を考えれば、西氏の意見を実行に移すことは至難のことである。

それでは西村は国字改良に反対かといえそうではない。「然ラバ方今我国ニ於テ文字ヲ改メントセバ其ノ手ヲ下スノ順序イカン。曰ク方今ノ急務ハ国学漢学洋学ノ差別ナク唯国民ヲシテ一人モ多ク学問ニ志サシムルニ在リ。己ニ学問ニ志ストキハ自ラ本朝文字言語ノ室礙多キコトヲ知ル。己ニ之ヲ知レバ必ズ之ヲ改メントスルノ念ヲ生ズベシ。是ニ於テ和漢ノ文字ヲ廃シ洋字ヲ用フルノ説ヲ発セバ流ニ順テ舟ヲ下スガ如ク力ヲ勞セズシテ其功ヲ奏スルコトヲ得ベシ」⁷⁾という。民の愚見を破らなければ文字を改むること能はずというのである。西村の国字改良論は漸進主義である。永年にわたって藩政をみてきた為政者としての姿勢をそこにみることができる。西村は後年（明治三十三年二月）「現今教育界の二問題」の一つとして、「国字改良論」について意見を発表している。

今日教育者がいう国字改良論は、大抵漢字の不便を論じて之を廃止せんとするものである。国字改良論といはんより漢字排斥論いうが適當である。この漢字排斥論は帝国教育会にて実行着手せんとし、調査委員会に設置して調査に取掛り、其委員中には著名な大家先生も甚だ多い。其議論も精詳なものとなり成功するであろう。しかし、この問題については愚見があるから国家文運のため一言せざるを得ないといって、当時の事情を述べている。そして、凡そ一事の興廃を為さんとするとき、其廃せんとするものの利害両面を觀察しなければならない。また、興さんとするものと廃せんとするものを比較して利害得失を熟考し、その取舍を決定しなければならない。

今日世の漢字を廃せんとする者は、多くはその害の側面のみをみて利の側面をみていない。また

6) 同 上, 56頁。

7) 同 上, 57頁。

漢字に代えるに、仮名といい、或は新字といい或はローマ字など一定の説がない。したがって、旧来の漢字とその利害を比較せんとしてもできない。漢字を使用して千有余年、慎重の上に慎重に検討しなければならない。世の漢字の不便をいう者には謬見がある。曰く、仮名は四十七字、ローマ字は二十六字、漢字は五万余字ある。故に仮名とローマ字を覚えれば、和書と洋書とを読むことができる。漢字は五万余字覚えなければ其書を読むことはできない。その難易の隔絶せることは非常に大きい。しかしこの言は文字と言辞との区別を知らない愚論である。例えば、いろはには文字であめ、かぜ、よろこぶは言辞であり、英語でいえばエビシは文字であって、ムーン、ロング、ハイトは言辞である。文字を覚えても言辞を知らなければ書を読むことはできない。漢字は一字で文字と言辞とを兼ている。故に文字を覚えれば直ちにその言辞を知ることができる。和洋の文字を以て支那の文字に比較して其学問の難易を論ずるのは、比較の視点が誤っているのである。

また漢字排斥論者は漢字の字画甚だ煩冗なるにある。此事は自分もそう思っている。唯論者は字画の煩冗なもののみを引証し簡易なものも引証しない。また排斥論者は、その害のみを論じて利を論じない、実益をあげると第一に、元来本邦には文字がなかったが、漢字が入ってきて文字を現わすことができ古事記以下の著述をみる事ができた。第二に、本邦は言語甚だ貧しく十分に人意を達することができない、例えば見、視、観、覧、看、瞰等意義は皆異なるが、唯“みる”という一語があるだけである。漢字があつてはじめて別々の意義を了解することができる。第三は、仮名といえども漢字の草体であるから、漢字を知らなければ仮名も作り得なかつたであらう。第四、本邦今日の文化は儒教と仏教との力による、この二教の書を読み得たのは漢字を学んだからである。第五、漢字を学んだから支那、朝鮮の文学に通じ、古代に於て相応の知識を得、この両隣国とも交通することができた。第六、聖徳太子以来多くの名僧が輩出して仏教を拡張し、また徳川の始より儒教の大家並び出て国民の教育に力を尽し、併せて東洋の哲学思想を発揮したりしは、漢字を学んだ結果である。第七、西洋諸学の學術語を翻訳でき

たのは漢字を用いて国語の不足を補ったからである。第八、支那は西洋諸国が将来の市場として獲得しようとしている。それに対抗しなければならぬ。本邦は久しく漢字を用いてきている。善隣友好の立場から今日にいたって漢字を排せんとすることは短慮といわねばならない。

以上は専ら漢字が本邦の利になった点のみをいしたが、その不利についていえば、第一字画の煩冗なること、第二字数の多きこと、第三一字にて数義あることの三点に帰する。第一の点は確かに漢字の弊害である。良案があれば賛成するにやぶさかでない。第二点は文字と言辞との別を知れば了解できることであり、最初から多数の字を読む必要があるわけではない。第三点は漢字も洋語と同じである。

重ねて第一点について考えてみるに、未だ漢字に代用すべき価値あるものをみない。諸説の中に於て最も穩当にして自然に近いのは、仮名を用いる説である。しかし、仮名は元来漢字の不便なるを補助するために作ったもので、漢字を排して之に代えんがためではない。本邦今日の文学は漢字仮名相合して進歩をしたのである。

また新字の如きは今日では、作っても、それを用いるものは、その文字の作者及び門下生位だろう。ローマ字を用いんとする説の如きは、徒らに洋風に感溺するものか新奇を衒はんとするものである。西村は以上のような批判をし、且つ次のような提言をしている。即ち、諸先生方は論争をしばしやめて、各自信ずるところの文字を以て今日の社会に必要な文章を書せんことを望む。

- (一) 詔勅の如く厳正なる文章
- (二) 法律のような文章
- (三) 経義の如く莊重簡明なる文章
- (四) 人心を感奮せしむべき論文
- (五) 哲学の如き精微の理を論じたる文章
- (六) 物理化学の如き細密なる學術を記したる文章
- (七) 金石の文

この七通の文、漢字を用いて記したるよりも善意で容易に成り、世間の通用よく、世人皆その便利を知れば、漢字は改めずして自ら滅亡していく。

また改良論者に問う。漢字を廃し後、本邦今日以前の書籍をいかにするか、必ず翻訳しなければ

ならない。何人がその任に当るか。翻訳の成るまで古書を読むことを禁ずか。漢字は久しく国字としてきたから、今日之を廃するときは古書の義を失うことが多い。例えば神武天皇というのは、神武而不殺者の古語より出たもので、天皇の御武徳御功業を賛した適当な御諡号である。今神武の字を廃してジヌムまたは Jinmu 等の字を用いるときは、如何なる義か少しもわからない。また山陽道山陰道というのは山の南北の事をいうのに、陰陽の漢字を廃してインヤウの仮名とするときは山の南北たる義は知り得ない。本邦の漢字は西洋の希臘拉典の学のようなもので、漢学を廃することはできない。邦人の知識は儒書仏書より出ているものが多い、したがって、儒書仏書の習学を困難にすることは、邦人の知識の発達を妨碍するものである。初等教育の便否のみ考えるのではなく、本邦文化の将来に思いをはせて熟考すべきである。

以上西村は漢字改良論者の説を批判したが、最後に自説を簡単に説明している。さきに述べた如く多少の改良は必要だと考えている。西村は国の文字を以て普通専門の二種類に分け、普通は政府の干渉をなす範囲で、小学教育に限定される。この教育においても決して漢字を廃止すべきではない。ただ甚しき不便を除くべきで、その大略の法は

(一) 漢字は成るべく畫の少き字を用い、甚しき

繁冗の字は新字を製すること

(二) 習字に用いるは行書に限り其字体を同一にすること

(三) 平仮名は一体に限ること

(四) 言語文字共成たけ国語を用ふべきこと

(五) 文部省にて普通教育に用ふる文字を一定し、全国の小学校をして必ずこれに従はしむること

(六) 政府にても法律命令会其他の文書は、務めて普通教育の文字を以て認むべきこと。

(七) 是が為に教科書並に字書を作りて全国に頒つべきこと

専門の文字は漢字にても、仮名にても、羅馬字にても、新字にても、政府にて制限を立てず、人々の好む所に任せ適者生存の理法に従はしむべし⁸⁾。以上が「国字改良論」の内容である。

西周が、明治七年『明六雑誌』上に提起したこの問題は、昭和の今日に至るまで検討されてきた問題である。『明六雑誌』に掲載された西村茂樹の諸論巧を紹介するにあたって、時代を下って西村茂樹の考えを述べるのに紙数をつかったが、それは簡単な『明六雑誌』上の西村の考え方と後年のそれと基本的に相異なく一層明瞭に理解できると考えたからである。西村の「国字改良論」は外山正一の「漢字を廃すべし」以下数篇の論文⁹⁾と併読するとき、相対立する代表的な見解を知るこ

8) 泊翁叢書第二輯、日本弘道会、1193—1203参照。

9) 『> 山存稿』後編、外山正一

(1) 「漢字を廃すべし」、115—142。

(2) 「漢字を廃し英語を熾んに興すは今日の急務なり」、146—155。

余輩の卑見にては今日の急務中の急務共云ふべき者は漢字を廃することと我邦人をして西洋語を普通に学ばしむる事との二事なり、——特に考ふべきは此不便なる文字は我邦に於ては決して廃する能はざる者なるか、斯の如く不便なる文字を用ひ続くるも海外諸邦と能く競争し得べきかと云ふ二問題なり、余輩の考にては第一漢字は決して廃すべからざる者に非ず。第二漢字を用ひ続かんには特に海外と競争せんことの至難ならん而已ならず、竟には邦の存立も竟束なし。何を以て漢字廃す可らざる者に非ずとするぞと云はんには、既に便利なる仮名あり又片仮名あり天下には尚便利なる羅馬字の如き者あり、——我邦に今日迄漢字の行はれたるは固より止を得ざる事情に出でたることなり、何んとなれば我邦古来の開化は専ら支那より来れる者にして、——国の開くるに随て漢字を読み書きする者は次第次第に増加せるが故に竟に今日の如き漢字国となりたる。——況や今日の如く我邦の知識は最早之を支那に仰ぐことは少しもなければ、欧米諸国の開化は之をひた真似に真似て昔時支那より知識をまる取りになしたると同様に欧米諸国の知識をまるとりになさねばならぬ時に當って、昔時漢語を用ふることの必要なりし如く、今日は又欧米の語を用ひんことは必要なり。——

漢字を廃さん時は之に替ふるに何を以てせんやと云はん、——余は断然羅馬字にすべしと云はんとする者なり

次に西洋語を熾んに興さんことは漢字を廃すると同様に今日の急務なり、今日の如く制度物百般の事物都て之を西洋に採る際に於ては西洋語に通せんことは我邦人にとりて何より必要なり。——

とができる。

つぎに「政体三種説」「修身治国非二途論」「政府與人民異利害」¹⁰⁾の三つによって西村の政治意識をみよう。先ず「政体三種説」について。政体は、人君独裁、君民同治、平民共和と一般にいうが、これを西村は因襲政治、因襲道理混合政治、道理政治等三種の表現をつかった。因襲政治とは政体の如何を論ぜず、建国時の政体を善美となし、その可否を論ぜず、ひたすらこれに因襲して政治を行うものである。これに三種ある。一は無智蒙昧な人々の中に豪膽強力な人物が力で支配する型体。二は、智者が出て諸部落を協和聚合し、盟約を定めて相親交する型体。その三は全部落民唯一家族よりなり、族中のものの中より族長を推挙し、その命をきくこと君主の命をきくと同じである。第一は人君独裁の起原、第二は共和政治の起原、第三は一族政治の起原である。しかして、第二、第三は早くに廃絶し、連結して今日に存するのは、第一のみである故に因襲政治は人君独裁の別名といってもよい。

第二因襲道理混合政治。今日混合政治を行う国にも最初は因襲政治を行っていたのである。然るに民の智識が開化し、因襲政治の国家に利あらざるを覺り、或るときは兵力を使用し、あるときは言論によってその政体を改め、国民習慣の良否と開化の深淺に従い、一半は因襲により一半は道理に従いその政体を定めた。ヨーロッパの諸国は此政体をとるものが多く。大抵人君独裁の固襲と平民共和の道理とを混合するもので、君民同治または制限ある君主政治と称してもよい。故にこの政体は因襲道理混合政治の別名である。

第三、道理政治。この政体を立てる国は、建国が新しく民の智識を開化したときである。旧国では混合政治を興す時に相当するときであるが、新

国にては旧来の習慣がないから因襲政治を混在せしめる必要はない。唯道理を講究してその政体を建るゆえ、純然たる道理政治を建ることができる。道理上より論ずるときは平民共和よりよき政体はない。したがって、平民共和の政体は道理政治の別名といってよい。しかしながら、その建国の情状により新国といえども因襲政治を混合せざる能はざることもある。故に新国なれば必ず道理政治を建るというのでないが、旧国において昔から道理政治を行ってきたのではない。

因襲政治は上下の政体であり、混合政治は近古の政体であり、道理政治は後代の政体である。因襲政治は蒙昧の政体で、混合政治は蒙昧に明智を兼ねたる政体で、道理政治は純粹に明智の政体である。しかるに、因襲政治を行う国が平安にして道理政治を行う国の治安が乱れることのあるのはなぜだろうか。

おおよそ政治を論ずる場合、道理と功驗と分つて論じなければならない。道理上より論ずれば道理政治が第一であることは論ずるまでもない。しかし、功驗上より論ずれば、混合政治が道理政治に勝るときがある。おおよそ政治は、民の開化の度に従うべきで、その国の政体は、その民の開化の度に対応すれば治まり、対応しなければ不安定である。現在欧米諸国民の開明度は最高度に進んでいるようだが、猶道理政治に適應しないのは、至美至善の民が多数いようが、全国民が至美至善ではないので、真に道理政治に適應することができないのである。かく考えてくると、道理政治は今日の政治にあらずして未来の政治である。しかして、未来の世に至って、天下の民がはたして至美至善になるかは保証の限りではない。以上のように西村は政体を三種に分類し、それぞれは人民の開明の程度に対応して採らるべきものとした。

然れども一般の知識を増し西洋の事情に通せん為には英、仏、独三国の語の中其一に通せんには固より充分なり、而して斯る目的の為に普通教科中の一として学ばんには無論英語に如く者はあらざるならん。以下略。

(3)「羅馬字を主張する者に告ぐ」、156—159。

(4)「漢字破」、160—171。

(5)「羅馬字會之趣意」、172—179。

(6)「西洋語学を学ぶことの必要」、180—188。

(7)「洋語を学び学科を研究するの必要なこと」、189—199。

10)「明六雑誌」28号、明治8年2月。

同上、31号、8年3月。

同上、39号、8年6月。

三段階の発展理論を採用しながら、終局の段階に道理政治を定置するところに特徴がみられる。

「修身治国非二途論」支那の儒者は学問と政事が分離したのを嘆じているが、政事と学問とが分離されたのは、さほど嘆ずることではない。嘆ずべきは修身と政事が分離したことである。大学には修身齊家治国平天下の順序が説かれている。その他修身を以て治国の本となしたものは多数ある。我国人も孔孟の道を尊崇せしときは、よく此等の言を守っていた。しかし、維新以来学問の風が一変し孔孟の道は衰退し、西国の理学は未だ入り来らず、その状態は日己に没し月未だ昇らざる時のようである。世の功利にはしる徒は孔孟の道を迂闊なりとし、修身誠意の学を務めず、その身衆人の上に在てその品行衆人の下にある慨歎すべきことである。そこで西国諸賢の説に拠り、修身治国の二途に非ることを述べよう。

この天地の間に存在するものは、動物植物礦物の三つである。動物は一を人といひ一を禽獣という。およそ動物は動物分と道理分の二部からなっている。動物分とは人類禽獣の差別なくすべての動物に所有しているもの、道理分とは人類の体中にのみあるもの。動物分とは儒者の所謂物欲というもので、情欲と貪欲からなる。道理分は所謂天理というもので、その主となるものを良心という、良心の力に頼って天理と物欲とを区別することができる。修身齊家治国平天下は道理世界のことである。なれば、物欲に制せられて身を修むること能はざるものは国を治むること能はざる理である。米国のエーマレは、修身学は正しき政治の根原なりといひ、英国のベンタムは政治上に善となすところは修身上に不善となすことなし、修身政治ともに道理分の力を以て之を行うからである。

近年顯官貴族の中その内行修まらずして識者の嗤笑となるものあり。人の内行は善惡ともにその一身にとどまりて利害を他人に及ぼすものでないのに、世の識者が問題とするのは何故か。官人貴族の好尚正しからざるときは下民の風俗醜陋卑猥となる。在上の人の品行に依て民の風俗変じ民の風俗に依って国の品位が定まる。したがって、民の上たるものはその身を修めなければならない。

高官貴族は深く修身は治国の本たることを自覺し、天下の則となり天下の法とならんことを期待している。

「政府與人民異利害論」およそものには合名と分名とがある。人というは合名で、精神身体というのは分名である、国というは合名であり、政府：人民というは分名である。合名上よりみれば、人も一物であり国も一物である。分名上よりみれば、人も国も二物である。二物であれば、おのずからその利害得失を異にするものである。「人ノ精ヲ竭シ思ヲ勞シ勞問ヲ勵ミ事業ヲ務メ、以テ賢人君子ト爲リ以テ功名富貴ヲ得ルハ精神ノ利ナリ。然レドモ身体上ヨリ之ヲ言ヘバ之ガ爲ニ健康ヲ害シ性命ヲ短クスルノ恐アレバ、之ヲ害ト云ハザルコトヲ得ズ。肢体ヲ運動シ筋骨ヲ練磨シ思慮ヲ勞セズ精神ヲ役セズ以テ健康長壽ヲ保ツハ身体ノ利ナリ。然レドモ精神上ヨリ之ヲ言ヘバ知識ヲ開カズ道理ニ明カナラズ終ニ愚痴蒙昧ノ人に爲ルノ恐アレバ之ヲ害ト云ハザルコトヲ得ズ。夫レノ人身ナリ、合セテ之ヲ見レバ固ヨリ一物ナレバ、利害ヲ分ツベキノ理ナシ。分チテ之ヲ見レバ其利害互ニ同ジカラズシテ、彼ノ利ハ此ノ害ト爲ル者ハ豈奇ナラズヤ」¹¹⁾と利害についての基本的考え方を提示し、政府と人民との関係を利と害との両面から説明している。さらにいう、「天下の事は公利と私利とがある。己が一身を利して兼て他人を利するものを公利といい、己が一身を利して他人の不利を顧みざるものを私利という。一人の私利を求めて衆人の公利を害してはならない。でなければ、私利なるものも遂に己が利となることを得ずして却って私損となるであろう。

かくて政府と人民とのことを考えれば、政府と人民の別ありと雖ども、元来団円なる一物であって、恰も精神と身体と合して一人となると同じである。すでに団円なる一物なるときは政府の利は人民の利であって、人民の不利は即ち政府の不利である。たとえば、精神の衰弱は身体の不利益であり、身体の疲労はまた精神の不利益というようなことである。以上をみると、政府と人民とは利害を異にせずという見解をもっていると考えられる。しかし、単純な政府人民の利害の共通性を主張し

11) 『明治文化全集』第5巻、雑誌篇、243頁。

ているのではない。即ち「半化ノ国ニ於テハ政府ノ威權常ニ重ク人材常ニ多シ。人民ハ之ニ反ス。政府ノ力ハ常ニ八九分ノ重サヲ得テ、人民ノ力ハ常ニ一二分ノ重サニ過ギズ、故ニ国力ノ平均ヲ得ントスルニ、政府モ五歩退ケ人民モ五歩ヲ退クルト云フコトニテハ、眞ニ国力ノ平均ヲ得ルコト能ハズ。必ズヤ政府ニ三歩ヲ退ケ人民ハ九歩ヲ進メテ初メテ平均ヲ得ルニ至ルベシ。是有志者ノ民権ヲ主張シ反復論說シテ止マザル所以ナリ。夫民権ハ人民固有ノ至宝ニシテ、政府ノ與フルヲ待ツベキ者ニ非ルナリ。近日ノ状ヲ見ルニ、政府固ヨリ己ニ国ノ公利ヲ知ルガ如シ。能ク公利ヲ知レバ民ト私利ヲ争ハザルヤ必セリ。人民若シ奮ツテ民権ヲ取りテ国力ノ平均ヲ調整セシトセバ、政府断ジテ之ヲ拒ムノ理ナシ。或ハ喜ンデ之ヲ允許スルモ亦知ルベカラザルナリ。若シ人民タル者漫然政府ニ倚頼シ以テ政府ノ民権ヲ賜フヲ待ツハ、譬ヘバ黄河ノ清ムヲ待ツガ如ク、遂ニ之ニ逢フ期ナカルベシ。」¹²⁾

以上の三篇の論説をみると、西村の儒学的精神の側面を前二篇に、洋学的側面を第三の論説に特にみられる。第三篇は、当時論争の的になっていた民撰議院設立に関して、明確に積極的に即時設立の意見がみられるが、明治7年1月18日副島種臣らが「民選議院設立建白」の意見を公表したとき、3月に左院にその件につき建言している。「頃者副島数氏民選議院の議を見るに、其言病あるか如しと雖とも、其主旨に至ては、敢て論難すべきことなし、世の論者多く曰ふ、数氏の言蓋し激する所ありて發する者なければ、其言恐らくは正理に合はざらん、故に之を用ひ難しと、愚謂へらく然らずと、凡そ非常の功は激に因て成る者多し、然れとも激して善なる者あり、激して不善なる者あり、……同数氏言激する所ありとも、發して民選議院の建議となるは亦激の善なる者なり、論者又曰く、方今知識未だ明ならざれば民選議院を興すに時猶早しと、愚又謂へらく然らずと、未だ英国の初めて議會を開きしは、1265年に在り、英国の民聡敏なりと雖とも、600年前の状態は恐らくは本邦今日の民に及はさりしなるへし、然れど

も初めに貴族の會議を起し、尋て民選の代議人を出し、1300年の初めに至り、終に議院の制確定し、連綿今日に至りて、万国に冠絶する良法となり、国の富強、民の開化共に議院の助に頼ること甚多し、然らば今日本邦に於て議院を興さんとするは、愚唯其晩きを思ふ、国より其早きを図らざるなり、近今開化日に進み、火車火船より電機氣燈の如き工芸の末に至ては、殆んど欧米諸国と并馳するの勢あり、獨り政体の本に至りては未だ確定せる法度あらず、是有志者の深く憂ふる所なり、夫政体は本なり、工芸は末なり、其本を棄て唯末を之務む、恐くは計の得たる者に非ざるなり、然らば今日の要務は、政体を確定するに如く者なく、政体を確定せんとするには、民選議院を興すより先なるは無かるべし」¹³⁾と云うて、加藤弘之などの時期尚早という立場から民選議院設立に反対が展開する中で、西村は積極的に賛成論をうちあげた。ただ、「民選議院の施設の方法」に懸念を示している。ここで施設というのは、物理的なものではなく、議員の資格、選出方法等々議院構成の実体のことである。

西村は明六社創立に尽力せし前に、立法院設立に奔走している。その過程を『往事録』により簡単に叙述しよう。明治維新の社会変動に際し、最も打撃を受けたのは旧士族階級である。明治政府の所遇に不平不満を懷いている旧士族達をこのままにしておく、と、国家不測の禍に陥るかもしれない。禍源を除くためには立法院を開設し、士族に言論意気を発揚せしむるにしくはない。君民同治は我が国に最も適当な政体である。よって、微力ながら創立に努力したい。今日国家の利害に関する多くは士族である。農工商の三民は其知識は未だ国事を議するに足らない。又維新に付きて別に痛苦を感じたこともない。故に今は先づ議会上院を興すを目的とし、下院の事は他日を期す。

しかし独力でなすことは困難だから、民間に広く同志を求めんとし、知名人の福沢諭吉と中村敬宇に協力を求めた。これに対し福沢は、子(西村)の案に従えば華士族の勢力を増すことになり、それはおそらく国家の福に非ざるなりという。中

12) 同上、245頁。

13) 『泊翁叢書』全、375—377頁。

村は余の説に同意し事が興らば助力しましょうといった。よって、知人の紹介によって幾人かの華族を訪ね、今日の時勢、議会の必要を説いたが積極的に行動を起すものはなかった。西村は失望せざるをえなかった。ときに友人横山孫一郎が来り、木戸参議が華族についての意見を聴きたいということの伝言があり、西村は木戸邸を訪問した。木戸は西村に意見を求めた。「余曰ふ。今日の如く有司専制にして国人を畏縮せしむるは恐らくは国家の福に非ざるべし、廃藩の一挙は大に政府の威権を示せり、是と同時に華士族胸中の不満は、蓋し甚しき者あらん、若し公議輿論を採るの途を開かず、強て此輩を圧伏せば、他日却て恐るべきの反動を起さん、宜しく今に於て会議院を開き、彼等をして言論するの地を与えしむべし、是野生が国家の爲又華士族の爲に謀る所以なり」¹⁴⁾と云って会議院の規則案を木戸に示した。

大日本会議上院創立案

- 一 會議上院ノ議員は旧諸侯ヲ以テ之ニ任ス
- 一 凡ソ旧諸侯ニシテ會テ土地人民ヲ所有シタル者ハ老少ノ別ナク皆議員タル事ヲ得ベシ
- 一 議員ハ自ラ議場ニ出ルニ及バズ其旧臣ヲシテ代議員タラシムベシ
- 一 代議員ノ数ハ旧大藩三人中藩二人小藩一人タルベシ
- 一 代議員ハ常に東京ニ在ルベシ其旅費日当等ハ旧藩主ニテ適宜ニ之ヲ給与スベシ
- 一 議事院ハ東京中適宜ノ地ニ之ヲ建築スベシ其費用ハ旧藩高ニ割合シテ之ヲ出スベシ
- 一 議長副議長ハ議員ノ投票ヲ以テ旧藩主ニテ之ニ任ズベシ其任期ハ三年タルベシ
- 一 議員ハ世襲トス代議員ノ任期ハ五年トスレドモ都合ニテ再任スルコトヲ得ベシ

以下十項目を略す。最後に、大日本会議下院の設立は後年に期す、と云っている。この創立案をみると、少し近代的要素を取り入れながら幕藩体制の再構築を考えているようにみえる。さらに西村は、この会議院は政府に設立を請うものでなく、また政府の許可を得るにも及ばぬ一個の私立院であるから、華族諸君が積極的に行動すれば、士族は勿論異議がないから即日設立することができよ

う。そして、自然に議事にも熟達し、政事法律の学に通じ、遂に国家のために、良善なる立法院になるであろう。さすれば、小にして華士族の不平を消散し、政府の専横を制し、大にして国政の根礎を固くし、国家安全の基を為すべしという処見を華族諸氏に述べたが、彼等の態度は依然として優柔不断であった。この時期明六社の創立も奔走しており、さらに、文部省にも出仕するというふうに多忙を極めるようになり、議院創立への西村の努力は結局結実しなかった。越えて明治7年3月前記の民選議院設立の義につき左院への建言となつたのである。

第三、「自由交易論」経済に関する論説は『明六雑誌』には十数篇掲載されているが、財政・貨幣問題を取り扱ったものが多く、貿易問題については、津田真道の「保護税を非とする説」(第5号)、「貿易権衡説」(第26号)、杉享二の「貿易改正論」(第24号)などがある。財政・貨幣・貿易問題は当時の疲弊した日本の経済を、如何にして活気あるものにするか、それは日本の独立に関する重大問題であった。殖産興業は明治のスローガンの一つである。当時の貿易構造は入超(出超になるのは明治15年以降である)であり、その必然的結果として、弊制の混乱、金銀の多量の海外流出がみられた。この当時の経済状況から『明六雑誌』誌上にも経済問題が登場したのである。ここでは西村茂樹の「自由交易論」に対応する津田真道の「保護税ヲ非トスル説」を先にみてみよう。

津田は保護税を非とする理由を五つあげている。第一は、我国は各国と貿易の条約書に税則を附している。故に我政府が独断で保護税を行うわけにはいかない。第二は、例えば英国より数千里の洋上を運送されてくる鉄価の方が我国産出の鉄価よりも安価である。百般の術工の彼我の距離は大抵このようなものである。保護税をもって彼と其術工を競争さそうとする。浅慮というべきである。第三は、昔時は我国人が洋品を愛好するのは只玩弄の具にすぎなかった。しかし、今や衣服家什より飲食の具に至るまで欠くべからざる儒要の品物となっている。しかるに今羅紗毛布等一般に欠くべからざる洋品に重税を賦して我国の工芸を

14) 『西村茂樹全集』第3巻、616頁。

保護せんとす、我国内ではこれらの工場もない。消費者の不利となる。保護税は不可である。第四は、十年前まで国内は一般に攘夷論を唱えていた。今や豹変して洋風を慕い洋品を愛し、ついに輸出入の差が年に数百万の多きに達するは時勢のしからしむところである。いまは変化の時である。今重税を洋品に課して輸入を減少して国人の所需も妨げんとするのは不可である。第五は、我国現下の形勢は西洋の善美なる開化の入口に立って、中を窺っており開化の堂奥に進入していない。小児の小学校入学に比すべし。未だ大学に入る生徒に喩うことはできない。大学生といえども未だ成業に至っていないから、年に許多の学費を償うのみにて、利益を得ることはできない。故に我国方今の景況は国人の知識一層進めば、輸出入の差は一層進むことは明かである。その減することを望むことはできない。保護税は非ならずや。

以上の如き「保護税ヲ非トスル説」を展開している。もしも現況を放置すれば、我が国内に金銀の影だに見ることができなくなると憂慮するものがあるが、憂うるに及ばないという。短期的にみれば輸出入の不均衡はあるけれども、長期的には均衡が保持できるとしている。この自由貿易支持の意見に対し西村は「自由交易論」で保護貿易を主張しているのである。

「自由交易論ハ何事ヲ論ズル、自由交易ノ国ニ害アルヲ論ズルナリ。何レノ国ニ害アル、今日ノ我日本帝国ニ害アルナリ。凡ソ天下至妙ノ論ハ至近ノ理ヲ離レズ、若シ至近ノ理ヲ離ル、者は必ズ正論ニ非ズ。……国ヲ富スニ貨幣ノ濫出ヲ防グハ至近ノ理」¹⁵⁾である。世の自由交易を主張する者は、英国の自由交易を行って富盛なるをみて、我国も之を行うべしと考えているようである。だが、英国と我国と交易上の事を比較するに相似たるものはない。英国の自由交易を開いた時は他国の民工作商術に長じて我国独り之に拙し。我邦の自由交易を行うべからざるは明確である。英国もその最初の輸入品に重税を課し輸出品に賞典を与えて自由の工作を励まし貨幣の濫出を防いだ。英国の

富を致せしは貨幣の濫出を防ぎ自国の工業を励ました故である。その後産業が発達した自由交易により交易の範囲を拡張し今日の富盛に至ったのである。

アメリカは断乎として保護税法を行った。今我国と米国との交易上の事を比較すると、他国に後れて交易を開きしも同じ。地に遺利あるも同じ、心計についても相類似す、異なるのは自ら開くと逼られて開かるるの一つである。しからば我国の交易法は英国よりも米国に学ぶのが妥当である。以上は理論上の事であるが、実際の具体的にいえば、工業上よりいえば工人その業を失う恐れがあり、年をおって減ずるときは、民何をもって生活を立て、国何をもって自立せんや、交易を開きて既に十年余自由交易の害己に親く経験した。今貿易法改正の時期に当れば、米国の法に倣いて保護税を定め、一は以て貨幣の濫出を防ぎ、一は以て工業の進歩を促さんことを期待する。といっているように西村は保護貿易を主張した。しかし、それはあくまでも当時の日本の状況に妥当と考えた故であって、自由貿易そのものを全く否定しているわけではない。他年の後我国人民の通商工作の業が他国の民より勝れ、地に遺利なく人に遺力なきに至らば自由交易を善とする時がきつとくる。希望するところである。このように民度と産業発達程度に応じて保護貿易か自由貿易かのどちらかを選択すべきであり、現今は保護貿易だということのである。

以上、『明六雑誌』上に論じられた教育、政治、経済に関する西村の見解を、対照的見解を引用しながら明らかにしてきた。これらの論説からみられる西村の特質は、その現実主義的なところである。西欧の諸学説をそのまま紹介するというのではない。それは幕藩体制下において為政者としての政治とのかかわりで培われてきた責任と自負とに満ちた意識を基盤としてその論理が展開されてきたのである。この基本的姿勢は後年の諸論巧においても貫徹されているのである。

15) 『明治文化全集』雑誌篇、194—195頁。